

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定既存単独処理浄化槽に係る改善措置命令（管理者）
根拠条例・規則等名		浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）
条 項		附則第 1 1 条第 3 項
所 管 部 課		環境局環境共生部環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。
	設定等年月日	令和 2 年 月 日設定 令和 2 年 月 日最終改正
備 考		